

社会福祉法人 新樹会 定款細則

第一章 総則

(目的)

第一条 社会福祉法人新樹会（以下「本会」という。）定款細則（以下「細則」という。）は、本会定款（以下「定款」という。）第四条の規定により本会の運営及び業務執行についての細則を定めたものである。

第二章 評議員選任・解任委員会

(評議員選任・解任委員会運営規則)

第二条 定款第六条に規定する評議員選任・解任委員会の運営については、別途定める評議員選任・解任委員会運営細則において定める。

第三章 評議員会

(理事及び監事の出席)

第三条 議題、議案を説明する理事は、評議員会に出席しなければならない

2 監事は、評議員会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べることができる。

(評議員会の開催)

第四条 評議員会は、定時評議員会及びその他必要がある場合に開催する評議員会から成る。

2 その他必要がある場合に開催する評議員会のうち、事業計画及び収支予算の審議のために開催する評議員会は、毎事業年度開始前に開催しなければならない。

(招集の手続)

第五条 理事長は、評議員会を招集する場合は、理事会の決議によって、次の事項を定め評議員会を招集する。

- (1) 評議員会の日時及び場所
- (2) 評議員会の目的である事項
- (3) 評議員会の議案の概要

2 理事長は、評議員から評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して評議員会の招集の請求を受けたときは、遅滞なく評議員会を招集する。

3 前項の招集を請求した評議員は、次の場合には、所轄庁の許可を得て、評議員会を招集するこ

とができる。

(1) 請求後遅滞なく招集の手続が行われない場合

(2) 請求があった日から 6 週間以内の日を評議員会の開催日とする召集の通知が発せられない場合

4 前項の規定により評議員が評議員会を招集する場合には、当該評議員が第 1 項各に掲げる事項を定めなければならない。

(招集の通知)

第六条 評議員会を招集する場合は、理事長は、招集事項を記載した書面をもって各評議員に通知をしなければならない。

2 理事長は、前項の書面による通知に代えて、評議員の承諾を得た電磁的方法により通知を发出することができる。

(招集手続の省略)

第七条 前条の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときには、招集の手続を経ることなく評議員会を開催することができる。

2 前項の規定により評議員会を開催する場合には、評議員の全員からこれに同意する旨を書面又は電磁的方法により受理し、記録しなければならない。

(議長)

第八条 評議員会の議長は、その評議員会に出席した評議員のなかから互選により選出する。

(評議員提案権)

第九条 評議員が理事に対して一定の事項を評議員会の目的とすることを請求するときは、その請求は、評議員会の日の 1 週間までにしなければならない。この場合、その評議員は、提出しようとする議案の要領を招集通知に記載し、又は記録することを請求することができる。

2 評議員は、評議員会において、評議員会の目的である事項につき議案を提出することができる。

3 前 2 項の場合であっても、当該議案が法令若しくは定款に違反する場合又は実質的に同一の議案につき評議員会において議決に加わることができる評議員の十分の一以上の賛成が得られなかった日から 3 年を経過していない場合は、この限りではない。

(評議員会の決議事項及び決議要件)

第十条 評議員会の決議事項および決議要件は、定款第十条に定めるとおりとする。

2 議決権は、書面若しくは電磁的方法により又は代理人により行使することができない。

(決議の省略)

第十一条 理事が議題について提案した場合において、当該提案につき評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(評議員会への報告)

第十二条 理事は、法令並びに定款で定める事項について、評議員会に報告するものとする。

(理事等の説明義務)

第十三条 理事及び監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が評議員会の目的である事項に関しないものである場合及び次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 当該事項について説明をするため調査を必要とする場合（次に掲げる場合を除く。）

(ア) 当該評議員が当該事項について説明を求める旨を本会に通知したのが、評議員会の日より相当の期間前である場合

(イ) 当該事項について説明をするために必要な調査が著しく容易である場合

(2) 当該事項について説明をすることにより本会その他の者（当該評議員を除く。）の権利を侵害することとなる場合

(3) 評議員が当該評議員会において実質的に同一の事項について繰り返して説明を求める場合

(4) 前各号に掲げる場合のほか、当該事項について説明をしないことにつき正当な理由がある場合

(議事録)

第十四条 評議員会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成しなければならない。

2 評議員会の決議があったものとみなされた場合の評議員会の議事録には、次の事項を記載しなければならない。

(1) 評議員会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項を提案した者の氏名

(3) 評議員会の決議があったものとみなされた日

3 評議員会への報告があったものとみなされた場合の評議員会の議事録には、次の事項を記載しなければならない。

(1) 評議員会への報告があったものとみなされた事項の内容

(2) 評議員会への報告があったものとみなされた日

4 議事録は、評議員会の日から10年間備え置かなければならない。

第四章 理事会

(理事会の開催)

第一五条 理事会は、毎会計年度に6月及び3月の年2回開催する。

2 その他、理事会は、次の事項の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事長以外の理事から理事長に会議の目的である事項を示して、理事長に招集の請求があったとき。

(3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

(4) 社会福祉法第45条の18第3項で準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第101条第2項に基づき、監事から理事に招集の請求があったとき。

(5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が請求したとき。

(招集者)

第一六条 定款二五条第1項のとおり理事会は理事長が招集する。ただし次の事項の場合は除く。

(1) 定款二五条第2項のとおり、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があり理事が招集する場合。

(招集の手続き)

第一七条 理事会を招集する場合は、理事会の日の1週間前までに、次の各号を定め、理事及び監事全員に通知をしなければならない。

(1) 理事会の日時・場所

(2) 理事会の目的である事項

(3) 理事会の議案の概要

2 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意がある場合は、招集の手続を省略して、理事会を開催することができる。

(議長)

第一八条 理事会の議長は、出席した理事のなかから互選された者がこれに当る。

(理事会の決議事項)

第一九条 理事会の決議事項は、定款第二四条に定めるとおりとする。

(理事による利益相反取引等の制限)

第二十条 理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 理事が自己又は第三者のために本会の事業の部類に属する取引をしようとするとき。
 - (2) 理事が自己又は第三者のために本会と取引をしようとするとき。
 - (3) 本会が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において本会と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。
- 2 理事が前項に規定する取引をしようとする場合は、次の事項を明示して理事会の承認を得るものとする。
- (1) 取引をする理由
 - (2) 取引の内容
 - (3) 取引の相手方・金額・時期・場所
 - (4) 取引が正当であるあることを示す参考資料
 - (5) その他必要事項 2 前項により理事会に示した事項を変更する場合は、事前に理事会の承認を得るものとする。

(利益相反取引等の報告)

第二十一条 理事が前条第 1 項に規定する取引をしたときは、その取引の重要な事実を、遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(決議方法)

第二十二条 理事会の決議は、決議に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

- 2 前項の決議について、特別の利害関係を有する理事は、議決に加わるができない。
- 3 議決権は、書面若しくは電磁的方法により又は代理人により行使することができない。

(決議の省略)

第二十三条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の議決があったものみなすものとする。ただし、監事が異議を述べた場合は、その限りではない。

(報告の省略)

第二十四条 理事、監事（又は会計監査人）が理事、監事（又は 会計監査人）の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会に報告することを要しない。ただし、理事長及び業務執行理事による自己の職務の執行の状況についての報告は、省略することができない。

(監事の出席)

第二十五条 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(議事録)

第二十六条 理事会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成し、別表5のとおり事項を記載しなければならない。

2 決議があったものとみなされた場合の理事会の議事録には、次の事項を記載しなければならない。

(1) 決議があったものとみなされた事項の内容

(2) (1)の事項を提案した理事の氏名

(3) 決議があったものとみなされた日

3 報告を要しないものとされた場合の理事会の議事録には、次の事項を記載しなければならない。

(1) 報告を要しないものとされた事項の内容

(2) 報告を要しないものとされた日

4 議事録は、理事会の日から主たる事務所で10年間保存するものとする。

第五章 理事長等の執行権限

(理事長等の専決事項等)

第二十七条 理事長の専決事項及び定款第17条第2項に定める業務執行理事が執行する業務は、別表1に記載のとおりとする。

第六章 監事

(監事の選任議案)

第二十八条 理事は監事の選任に関する議案を評議員会に提出するには、監事の過半数の同意を得なければならない。

2 監事は、理事に対し、監事の選任を評議員会の目的とすること又は監事の選任に関する議案を評議員会に提出することを請求することができる。

(調査及び差止め請求)

第二十九条 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類等を調査するものとする。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告しなければならない。

2 監事は、理事が本会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、

又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって本会に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(理事会への報告)

第三十条 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。

第七章 その他

(秘密の保持)

第三十一条 本会の評議員選任・解任委員会の委員、評議員、役員、〈会計監査人〉（以下「役員等」という。）及び役員等であった者は、業務上知り得た情報の内容を第三者に漏洩し、又は不当な目的のために利用してはならない。

(改正)

第三十二条 本細則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

付 則 この細則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別表1 専決事項（職務権限の範囲）

職務内容	理事長	業務執行理事 (副理事長)	施設長
1. 経営に関する事項	○		
2. 重要もしくは非経常的な契約に関する事項	○		
3. 組織に関する事項	○		
4. 人事・総務・労務に関する事項	○		
5. 職員（部科長級）に採用に関する事項	○		
6. 職員（部科長級を除く）の採用		○	
7. 部科長級への昇格及び部科長の降格に関する事項	○		
8. 主任への昇格及び主任の降格に関する事項		○	
9. 福利厚生に関する事項	○		
10. 経理及び財務に関する事項	○		
11. サービス方針に関する事項	○		
12. 職員への貸付金・奨学金の貸与に関する事項	○		
13. 新規取引先の選定		○	
14. 施設長の任免その他重要な人事を除く職員の採用と解雇		○	
15. 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利と認められるもの（法人の運営に重大な影響があるものを除く。）		○	
16. 工事又は製造の請負については100万円以上1,000万円未満の契約、食料品・物品等の買入れについては100万円以上1,000万円未満の契約、年間リース料が100万円以上500万円未満のリース契約を締結すること	○		
17. 工事又は製造の請負については5万円以上100万円未満の契約、食料品・物品等の買入れについては5万円以上100万円未満の契約、年間リース料が100万円未満のリース契約を締結すること		○	
18. 工事又は製造の請負については5万円未満の契約、食料品・物品等の買入れについては5万円未満の契約を締結すること			○
19. 損傷その他の理由により不要となった物品又は修理をえても使用に耐えないと認められる物品の売却又は廃棄（法人運営に重大な影響がある固定資産物品は除く）		○	
20. 予算上の予備費の支出	○		
21. 寄附金の受入れに関する決定（法人運営に重大な影響があるものを除く）		○	
22. 施設長の出張命令及び復命に関すること	○		
23. 施設長の服務に関する許可又は承認に関すること	○		

24. 職員の昇給に関する事	○		
25. 法人印の使用に関する事	○		
26. 行政官庁からの照会に関する事 (定例又は軽易な事項は除く)	○		
27. 職員の労務管理、勤務体制及び福利厚生に関する事			○
28. 職員の出張命令及び復命に関する事			○
29. 職員の時間外命令及び休日命令に関する事			○
30. 職員の許可又は承認に関する事			○
31. 臨時職員の任免に関する事		○	
32. 職員の通勤手当等の認定及び支給額の決定に関する事			○
33. 収入に関する事務に関する事			○
34. その他定例又は軽易な事項			○
35. 理事長専決事項のうち理事長及び副理事長から委譲されたもの			○